

●香川県広域水道企業団告示第9号

令和2年香川県広域水道企業団告示第14号（水道料金等の収納事務の委託（支所等における収納事務））の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
委託した収納事務	委託先の名称及び所在地	収納する場所（以下「支所等」という。）	委託年月日	委託した収納事務	委託先の名称及び所在地	収納する場所（以下「支所等」という。）	委託年月日
水道の使用に係る料金（以下「水道料金」という。）（香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号）第29条に規定する旧土庄町水道事業の給水区域に係るものに限る。）の支所等における収納事務	略		略	水道の使用に係る料金（以下「水道料金」という。）（香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号） <u>以下「条例」という。</u> ）第29条に規定する旧土庄町水道事業の給水区域に係るものに限る。）の支所等における収納事務	略		略
略				略			

表水道料金並びに高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町から企業団が収納を受託した下水道使用料等の支所等における収納事務の項及び水道料金（条例第29条に規定する旧多度津町水道事業の給水区域に係るものに限る。）及び多度津町から企業団が収納を受託した下水道使用料等の支所等における収納事務の項を削る。